

令和6年度インターンシップマッチングフェア事業委託業務仕様書（案）

この仕様書は、長野県が行うインターンシップマッチングフェア事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

大学進学を機とした人口流出に対する人材還流を図り、産業界を担う人材を確保するため、学生と長野県内企業との出会いの場を創出し、学生の長野県内就職を促進することを目的とする。

また、長野県内企業に対するセミナーを実施し、長野県内企業の魅力向上を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

3 業務内容

受託者は、インターンシップマッチングフェア（以下インターンシップフェアという）及び企業向けセミナーに関する、企画・広報・運営の一切を行うものとする。

4 業務内容の詳細

（1）インターンシップフェア

以下のとおり、学生等が長野県内企業を知る機会を提供するとともに、インターンシップ等の実施企業及び参加学生の拡大を図るべく、インターンシップフェアを夏季に1回開催する。

ア 対象者

大学3年生以下の学生（既卒、保護者等の参加も可とする）

イ 出展者

長野県内企業（長野県内事業所による採用を実施している長野県外企業を含む）

ウ 開催時期・時間

（ア） 令和6年6月から7月までの間に1回最も多くの参加者数が見込まれる日に開催すること。

（イ） また、開催時間は、出展者、参加者双方が効果的・効率的に参加できる時間帯とすること。

エ 開催場所

オンラインにより実施すること。

オ 開催場所に関する留意点

（ア） 参加者が参加しやすいWebシステムを利用したオンライン会場とすること。

（イ） また、参加者が複数の企業ブースに容易にアクセスし、企業担当者と容易にコミュニケーションを図れるようにするなど、会場実施と同等のオペレーションとなるよう工夫すること。

カ 出展者の募集

（ア） 長野県内企業・団体等（長野県内事業所による採用を実施している長野県外

企業・団体等を含む)を広く募集すること。

(イ) 応募が多数寄せられた場合は、地域・業種のバランスを考慮し、長野県と協議の上選定すること。

(ウ) 出展企業の目安は40社程度とする。

キ 広報

(ア) より多くの学生の参加を促すため、SNS、チラシ、ポスター、メディア(新聞、テレビ、ラジオ)等の方法を用いて効率的かつ効果的なPRを行うこと。

(イ) WEB上に出展企業等イベント内容がわかるようなランディングページを制作すること。

ク 内容

(ア) 出展企業等が、参加者に対して説明・相談できるブースを設けること。ブース規格や仕様については長野県と事前に協議を行うこととする。

(イ) その他事業者の提案によるもの。

ケ 運営

(ア) 当日の接続トラブルのリスクを避けるため、前日までにリハーサルを丁寧に実施すること。

(イ) 出展企業や自治体への事前レクチャーを丁寧に行うなど、当日の運営がスムーズに進むよう心がけること。

(ウ) インターンシップフェア当日には、イベント運営を円滑に行うために必要なスタッフを確保し、配置すること。また、接続不良等トラブルが発生した際には対応出来るよう必要なスタッフを確保し、配置すること。

(エ) 参加企業等との連絡調整を密に行い、必要に応じて、担当者会議等を開催すること。

(オ) インターンシップフェア参加者や出展企業等からアンケートをとり、グラフ等を用いる等わかりやすい内容にとりまとめて長野県に報告すること。

(カ) アンケートの内容については、受託者からの提案とし、長野県の承認を得た上で実施すること。

コ その他

(ア) 学生がインターンシップ等の有無を判別しやすくするとともに、当日及び事前の資料(シューカツNAGANO等のWeb上も可)において、インターンシップ等の内容がわかるように配慮すること。

(イ) 多様な働き方等の制度を導入・実践している企業を広くPRするため、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の優先枠を10社~20社程度設けること。(参加企業が限られる場合は2割程度)

(ウ) インターンシップフェア実施に際しては、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業の企業名とともに認証マークなどを掲載することによって、当該企業が判別できるようにすること。

(エ) 学生が県内で就職活動に参加する場合の交通費及び宿泊費を長野県が補助する制度について広報を行える機会を設けること。

(2) 企業向けセミナー

以下のとおり、長野県内企業の人材不足解消及び学生の長野県内へのUIJターン就職促進を図るため、長野県内企業に対し、オンラインを活用した新卒採用手法や魅力発信力の向上に資するセミナーを開催する。

ア 対象者

長野県内に本店・支店を有する企業（インターシップフェア参加企業等）

イ 開催・回数時期

年4回（目安：夏2回、冬2回）

ウ 開催場所

参加者が参加しやすいWebシステムを利用したオンライン会場とすること。

エ 参加者の募集

長野県内企業（長野県内事業所による採用を実施している長野県外企業を含む）を広く募集すること。ただし、Webシステムの安定した配信のため参加者の上限を設ける場合は、インターンシップフェアへの出展企業の参加を優先するとともに、地域・業種バランスを考慮すること。選定の際は、長野県と協議すること。

オ 広報

SNS、チラシ、ポスター、メディア（新聞、テレビ、ラジオ）等の方法を用いて効率的かつ効果的なPRを行うこと。

カ 内容

- (ア) 長野県と事前に協議の上、学生に選ばれる企業となるための魅力発信方法など企業が新卒採用において抱える課題解決に資するテーマを盛り込み、研修会を構築すること。
- (イ) 先進事例紹介等を交えながら、参加者が課題解決の実践に移しやすいような内容とすること。
- (ウ) その他事業者の提案によるもの。

キ 運営

- (ア) 研修会を円滑に行うために必要なスタッフを確保し、配置すること。
- (イ) 研修会に係る講師や先進事例紹介に係るゲスト等について、研修会の趣旨を踏まえた人選を行い、提案すること。
- (ウ) 研修会参加者へのアンケートを実施すること。なおその内容については、受託者からの提案とし、長野県の承認を得た上で実施すること。

5 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、会場費、消耗品費、備品購入費、企画立案費、広報費、調査、打合せ業務等に要する経費を含むこととする。その他事業に必要な経費については、長野県と協議の上決定するものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、関係機関、経済団体、労働団体及び事業対象となる者への周知に努めること。

- (3) 受託者は、本事業の実施にあたっては、労働雇用課及びその他関係機関と連携を図りながら取り組むこと。
- (4) 受託者は、本事業と関連性の高い長野県及びその他関係機関で実施する他事業との効果的な連携を図ること。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたっては、個人情報保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (6) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (7) 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (8) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (9) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報含む。）等については長野県に帰属する。
- (10) インターネット広告等を活用する場合には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」についての対策を講じるよう努めること。広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 4に掲げる事業の実施方法については、長野県と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。